

～ 制度調査部情報 ～

2005 年 2 月 28 日 全 1 2 頁

ヘッジ会計、見直しか？

制度調査部
吉井 一洋

A S B J が貸借対照表項目の見直しを検討

【要約】

- ASBJ(企業会計基準委員会)は、2005 年 2 月 28 日から、「貸借対照表表示検討専門委員会」で貸借対照表の貸方科目の表示方法の見直しについての検討を開始する。夏頃まで成果を出す予定である。
- 具体的には「新株予約権」、「少数株主持分」、「繰延ヘッジ損益」を「負債」、「資本」、そのどちらでもない「中間区分」のいずれに計上するかが問題となる。
- 繰延ヘッジ損益は、現在は資産・負債に計上されているが、かねてから資産・負債としての定義を満たしていないとの指摘もあった。仮に計上区分が変わった場合は、ヘッジ会計の実務に多大な影響を与えるものと思われる。
- 以下では、「繰延ヘッジ損益」が「資本」に計上された場合を中心にその影響を解説する。

1. 貸借対照表項目の見直し

ASBJ(企業会計基準委員会)は、2005 年 2 月 28 日に第一回の「貸借対照表表示検討専門委員会」を開催し、貸借対照表の貸方科目の表示方法について検討を開始する。

ASBJ が 2004 年 12 月 28 日に公表したストック・オプションの会計基準の公開草案では、ストック・オプションを借方で費用計上すると共に、貸方では資本でも負債でもない中間区分として計上することとしている。公開草案では、ストック・オプションについては、以下のような考えから、資本でも負債でもない「中間区分」で表示することを提案している。

その保有者が株主の地位にあるとはいえないことから、資本金・資本準備金等の払込資本には該当しない。

現行の財務諸表で資本の部(自己資本)に計上されている他の項目(剰余金、その他有価証券評価差額金など)にも該当しない。

返済義務のある本来の負債にも該当しない。

しかしながら、このような「中間区分」を設けることには異論が多く、概念上の整理もされていない。連結財務諸表では、少数株主持分が「中間区分」として表示されているが、個別財務諸表にまで中間区分を設けることについては慎重な意見も多い^{(注 1)(注 2)}。そこで、「別途早急に貸借対照表における貸方項目の区分表示のあり方全般について検討を行うこととし、その検討の中でストック・オプションに対応する金額の表示区分について引き続き議論する」こととされた。

(注 1)そもそも「中間区分」には「資本」と「負債」のいずれでもないという以上の意味は無い。このような性格のあいまいな区分を増やすことは、財務諸表をわかりにくくし、利用者にとって好ましいものではないと思われる。仮にストック・オプションを「中間区分」で表示することとした場合、今後、「資産」か「負債」が明確に分けられないような項目は、「中間区分」に入れられる可能性がある。

(注 2)ストック・オプションの場合、わが国(ASBJ)の公開草案では R O E の分母となる資本の部(自己資本)に

は含めないのに対し、米国基準や I F R S (国際財務報告基準)では資本の部 (自己資本) に含めて計上する。そのため、ストック・オプション付与後の R O E は、わが国 (A S B J) の公開草案の処理の方が高くなる。海外の基準が「中間区分」を限定している中で、わが国が「中間区分」を増やしていった場合、例えばわが国企業の R O E (株主資本利益率) を、海外企業と比較する際に分母が相対的に小さくなり、その結果、海外企業に比べて高めの数値の R O E が用いられ、投資家をミスリードすることになる。

これを受けて、A S B J は貸借対照表表示検討専門委員会を設け、「新株予約権」、「少数株主持分」、「繰延ヘッジ損益」を中心に、貸借対照表の表示区分を検討することとした。現行実務では新株予約権は「負債」として計上しており、「少数株主持分」は、「中間区分」に計上している。繰延ヘッジ損益については、「繰延ヘッジ損失」は「資産」、繰延ヘッジ利益は「負債」に表示している。^(注 3)

(注 3) 米国では、少数株主持分は、実務上、「中間区分」とされているが、ストック・オプションや新株予約権は資本の部に含まれる。IFRS(国際財務報告基準)では、少数株主持分も資本の部に含める。

「繰延ヘッジ損益」については、「資産」・「負債」の性格を有するかについて疑義が示されていることから、検討対象にされたものと思われる。米国基準や I F R S (国際会計基準)では、「資産」・「負債」の定義を満たさないとの考え方から「繰延ヘッジ損益」の計上は認められていない。

貸借対照表表示検討専門委員会では、2004 年 7 月に公表 (9 月に一部修正) された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」も念頭に置きながら、議論されるものと思われる。この討議資料は、現行の会計基準及び将来の会計基準設定の拠りどころとなる基本概念を整理したものである。米国や I F R S では正式な概念基準書が設定されているが、わが国の場合は、A S B J が正式に承認したものではないため、討議資料として位置づけられている。

参考までに、ストック・オプション、新株予約権、少数株主持分、繰延ヘッジ損益、および現在の財務諸表上資本の部に計上されている項目について、上記討議資料、米国基準・I F R S (国際財務報告基準)の取扱いの概要を整理すると、次ページの図表 1 のとおりである。

ストック・オプションの会計基準の公開草案では、現在の「新株予約権」の表示区分 (負債) を見直し、ストック・オプションと新株予約権の表示区分を、ストック・オプションの新会計基準の適用が開始される 2006 年 4 月 1 日以後開始事業年度から一致させることを想定している。したがって、貸借対照表表示検討専門委員会では、2005 年夏までに成果を示す予定で検討を行う。検討結果は、単なる研究報告や討議資料としてではなく、基準として取りまとめられる予定である。

図表 1 各項目の表示区分（わが国の現行基準及び討議資料、米国基準・I F R S）

項目名	わが国の現在の取扱い	討議資料	米国基準・I F R S
ストック・オプション	公開草案では「中間区分」を予定	「純資産」 1 の「その他の要素」(報告主体 2 の株主に帰属しない項目)	資本の部 5 (払込資本)
新株予約権	負債	「純資産」 1 の「その他の要素」(報告主体 2 の株主に帰属しない項目)	資本の部 5 (払込資本)
少数株主持分（連結のみの項目）	中間区分	「純資産」 1 の「その他の要素」(報告主体 2 の株主に帰属しない項目)	米国基準：負債、中間区分が多い 6 I F R S：資本の部 5
繰延ヘッジ損益	資産・負債	「純資産」 1 の「その他の要素」(リスクから解放されていない投資の成果) 3 4	不計上 キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて類似の項目を資本の部に計上
資本金・資本準備金・その他資本剰余金・利益準備金・剰余金	資本の部	「純資産」の「資本」	資本の部 5
その他有価証券評価差額金	資本の部	「純資産」 1 の「その他の要素」(リスクから解放されていない投資の成果) 3 4	資本の部 5
為替換算調整勘定（連結のみの項目）	資本の部	「純資産」 1 の「その他の要素」(リスクから解放されていない投資の成果) 3 4	資本の部 5

- 1 討議資料では、資産と負債の差額を「純資産」とし、「純資産」を「資本」（払込資本と剰余金など）と「その他の要素」に分けている。「その他の要素」は、「報告主体の株主に帰属しない項目」と「リスクから解放されていない投資の成果」とに分けられる。
- 2 連結財務諸表の場合は親会社を指す。
- 3 これに対し「リスクから解放された」投資の成果は収益・費用として計上され、損益計算書上の「純利益」を経由して「資本」（剰余金）に含まれる。
- 4 討議資料では明示されていないため、不明瞭な点が残る。
- 5 米国やI F R Sの概念基準書では「持分」（equity）とされており、「純資産」（net asset）と同義である。
- 6 米国の概念基準書上は「持分」（equity）に分類されるものと思われる。
- 7 強調した項目は、今回、検討対象となる予定のものである。

2. ヘッジ会計への影響

あまり注目をされていないが、貸借対照表表示検討専門委員会の検討結果は、わが国のヘッジ会計の実務に大きな影響を与えるものと思われる。

(1) 現行実務 - 繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計

現在、わが国のヘッジ会計の方法には、繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計とがある。

繰延ヘッジ会計とは、時価評価されているヘッジ手段(通常はデリバティブであるため時価評価される)の評価差額等の損益への計上を、ヘッジ対象の損益が計上される時期まで繰延べる方法(いわゆる「繰延ヘッジ会計」)である。ヘッジ手段に評価益が出ている場合は「繰延ヘッジ利益」(現在は「負債」)に計上し、ヘッジ手段に評価損が出ている場合は、「繰延ヘッジ損失」(現在は「資産」)に計上する。

時価ヘッジ会計は、ヘッジ対象が「その他有価証券」の場合に限り適用できる。ヘッジ手段のデリバティブ等は原則どおり時価の変動を損益に計上し、これに対応して、ヘッジを開始した後に

生じた「其他有価証券」の時価の変動も損益に計上するという会計処理である。

例えば、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益計上時期に次のようなミスマッチが生じたとする。

	当期	翌期
ヘッジ対象	-	▲ 10 (損失計上)
ヘッジ手段	+ 10 (評価益を利益計上)	-
損益計算書	+ 10 (利益計上)	▲ 10 (損失計上)

繰延ヘッジ会計を適用した場合は、次の方法で損益計上時期を揃えることができる。

	当期	翌期
ヘッジ対象	-	▲ 10 (損失計上)
ヘッジ手段	- (利益 10 の計上を繰延べ)	+ 10 (利益計上)
損益計算書	0	0

時価ヘッジ会計では次のように調整する。(ヘッジ対象は「其他有価証券」)

	当期	翌期
ヘッジ対象	▲ 10 の評価損を利益計上	-
ヘッジ手段	+ 10 (評価益を利益計上)	-
損益計算書	0	0

現行実務では、例えば()「貸付金」のような時価評価されない資産を金利スワップでヘッジする場合は繰延ヘッジ会計、()「其他有価証券」をヘッジする場合は、時価ヘッジ会計を用いるのが一般的である。

()の場合は、金利スワップの評価損益は繰延ヘッジ損益として資産・負債計上され、損益計算書を経由して資本の部(自己資本)に計上されることもない。したがって、資本の部(自己資本)は変動せず、自己資本比率が大きく増減することもないし、ROE(株主資本(=自己資本)利益率)も変わらない。(5ページ参照)

()の場合、繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計いずれも用いることができるが、自己資本の変動を抑制するためには、時価ヘッジ会計を用いた方がよい。(6,7ページ参照)

現行の財務諸表での取扱い

() 貸付金 500 をデリバティブ (金利スワップ等) でヘッジした場合の影響

ケース 1 金利スワップに 100 の評価損が出た場合

金利スワップの時価変動前		(ア)ヘッジ会計不適用の場合		(イ)繰延ヘッジ会計適用	
総資産	負債	総資産	負債	総資産	負債
1,000	700	1000	800	1,100	800
(貸付金 500)		(貸付金 500)	(金利スワップ 100)	(繰延ヘッジ 損失 100)	(金利スワップ 100)
	資本		資本	(貸付金 500)	資本
	300		200		300
			(金利スワップ 評価損▲100)		
当期利益 120 とする。 - 自己資本 (「資本」の部) 300 - 負債 700 - 総資産 1,000 - 自己資本比率 30% - ROE 40%		当期利益 20 (= 120 - 100) - 自己資本 200 (= 300 - 100) - 負債 800 (= 700 + 100) - 総資産 1,000 (増減無し) - 自己資本比率 20.0% - ROE 40% → 10%		当期利益 120 (増減無し) - 自己資本 300 (増減無し) - 負債 800 (= 700 + 100) - 総資産 1,100 (= 1,000 + 100) - 自己資本比率 30% → 27.3% - ROE 40%	

ケース 2 金利スワップに 100 の評価益が出た場合

金利スワップの時価変動前		(ア)ヘッジ会計不適用の場合		(イ)繰延ヘッジ会計適用	
総資産	負債	総資産	負債	総資産	負債
1,000	700	1100	700	1100	800
(貸付金 500)		(金利スワップ 100)		(金利スワップ 100)	(繰延ヘッジ 利益 100)
	資本	(貸付金 500)	資本	(貸付金 500)	資本
	300		400		300
			(金利スワップ 評価益 100)		
当期利益 120 とする。 - 自己資本 (「資本」の部) 300 - 負債 700 - 総資産 1,000 - 自己資本比率 30% - ROE 40%		当期利益 220 (= 120 + 100) - 自己資本 400 (= 300 + 100) - 負債 700 (増減無し) - 総資産 1,100 (= 1,000 + 100) - 自己資本比率 20.0% → 36.3% - ROE 40% → 55%		当期利益 120 (増減無し) - 自己資本 300 (増減無し) - 負債 800 (= 700 + 100) - 総資産 1,100 (= 1,000 + 100) - 自己資本比率 30% → 27.3% - ROE 40%	

() 其他有価証券 500 をデリバティブ (先渡取引・先物取引等) でヘッジした場合

ケース 1 その他有価証券に▲100の未実現損、デリバティブに100の評価益が出た場合

その他有価証券の時価下落前

総資産 1,000 (その他有価証券 500)	負債 700	当期利益 120 とする。 ● 自己資本 (「 資本 」 の部) 300 ● 負債 700 ● 総資産 1,000 ● 自己資本比率 30% ● ROE 40%
	資本 300	

その他有価証券の時価下落後

(ア)ヘッジ会計不適用

総資産 1,000 (デリバティブ 100) (その他有価証券 400) ^{注1}	負債 700
	資本 300 (未実現損▲100) (デリバティブ 評価益 100)

(注1)その他有価証券が100減少して500から400に

(イ)繰延ヘッジ会計を適用

総資産 1,000 (デリバティブ 100) (その他有価証券 400) ^{注1}	負債 800 (繰延ヘッジ 利益 100)
	資本 200 (未実現損 ▲100)

(ウ)時価ヘッジ会計を適用

総資産 1,000 (デリバティブ 100) (その他有価証券 400) ^{注1}	負債 700
	資本 300 (評価損益 0) ^{注2}

(注2)デリバティブの評価益100とその他有価証券の評価損▲100を損益計算書で相殺

当期利益 120 → 220 (= 120 + 100) ¹ ● 自己資本 300 ¹ ● 負債 700 (増減無し) ● 総資産 1,000 (= 1,000 + 100 - 100) ● 自己資本比率 30% → 23.9% ● ROE 40% → 73.3%
--

当期利益 120 ² ● 自己資本 200 (= 300 - 100) ² ● 負債 800 (= 700 + 100) ● 総資産 1,000 (= 1,000 + 100 - 100) ● 自己資本比率 30% → 20% ● ROE 40% → 60%

当期利益 120 ³ (= 120 + 100 - 100) ● 自己資本 300 ³ ● 負債 700 (増減無し) ● 総資産 1,000 (= 1,000 + 100 - 100) ● 自己資本比率 30% ● ROE 40%
--

- ヘッジ会計を適用しない場合、当期利益はデリバティブの評価益だけ増加する。一方、自己資本については、その他有価証券評価差額金の減少100(未実現損▲100、自己資本に直接計上)とデリバティブ評価益100(損益計算書を経由して計上)が相殺されるので、その変動は抑制される。
- 繰延ヘッジ会計を適用した場合は、デリバティブの評価益100の損益計上は繰り延べられるため、損益への影響はない。デリバティブの評価益100は、自己資本ではなく繰延ヘッジ利益として負債に計上されるため、自己資本はその他有価証券評価差額金の減少分100(未実現損▲100、自己資本に直接計上)だけ減少する。
- 時価ヘッジ会計を適用した場合は、デリバティブの評価益100とその他有価証券の評価損▲100が損益計算書上で相殺されるため、当期利益及び自己資本への影響はない。

ケース2 その他有価証券に100の未実現益、デリバティブに100の評価損が出た場合

その他有価証券の時価上昇前

総資産 1,000 (その他有価証券 500)	負債 700	当期利益 120 とする。 ●自己資本(「資本」の部) 300 ●負債 700 ●総資産 1,000 ●自己資本比率 30% ●ROE 40%
	資本 300	

その他有価証券の時価上昇後

(ア)ヘッジ会計不適用		(イ)繰延ヘッジ会計を適用		(ウ)時価ヘッジ会計を適用	
総資産 1,100 (その他有価証券 600) ^{注1}	負債 800 (デリバティブ 100)	総資産 1,200 (繰延ヘッジ 損失 100) (その他有価証券 600) ^{注1}	負債 800 (デリバティブ 100)	総資産 1,100 (その他有価証券 600) ^{注1}	負債 800 (デリバティブ 100)
	資本 300 (未実現益 100) (デリバティブ 評価損 ▲100)		資本 400 (未実現益 100)		資本 300 (評価損益 0) ^{注2}

(注1)その他有価証券が100増加して500から600に

(注2)デリバティブの評価損▲100
とその他有価証券の評価益100
を損益計算書で相殺

当期利益 120 → 20 ¹ (= 120 - 100) ●自己資本 300 (= 300 + 100 - 100) ¹ ●負債 800 (= 700 + 100) ●総資産 1,100 (= 1,000 + 100) ●自己資本比率 30% → 27.3% ●ROE 40% → 6.7%	当期利益 120² ●自己資本 400 (= 300 + 100) ² ●負債 800 (= 700 + 100) ●総資産 1,200 (= 1,000 + 100 + 100) ●自己資本比率 30% → 33.3% ●ROE 40% → 30%	当期利益 120³ (= 120 + 100 - 100) ●自己資本 300 ●負債 800 (= 700 + 100) ●総資産 1,100 (= 1,000 + 100) ●自己資本比率 30% → 27.3% ●ROE 40%
--	---	---

- ヘッジ会計を適用しない場合、当期利益はデリバティブの評価損だけ減少する。一方、自己資本については、その他有価証券評価差額金の増加100(未実現益100、自己資本に直接計上)とデリバティブ評価損▲100(損益計算書を経由して計上)が相殺されるので、その変動は抑制される。
- 繰延ヘッジ会計を適用した場合は、デリバティブの評価損▲100の損益計上は繰り延べられるため、損益への影響はない。デリバティブの評価損▲100は自己資本ではなく繰延ヘッジ損失として資産に計上されるため、自己資本はその他有価証券評価差額金の増加分100(未実現益100、自己資本に直接計上)だけ増加する。
- 時価ヘッジ会計を適用した場合は、デリバティブの評価損▲100とその他有価証券の評価益100が損益計算書上で相殺されるため、当期利益及び自己資本への影響はない。

(2)表示区分見直しの影響

「繰延ヘッジ損益」は「**その他有価証券評価差額金**」に類似

概念フレームワークの討議資料によれば、「繰延ヘッジ損益」は、「リスクから解放されていない投資の成果」として、純資産の「その他の要素」に含めることを想定しているものと思われる。同様のものとして「その他有価証券評価差額金」がある。

ストック・オプションや新株予約権、少数株主持分も討議資料では、純資産の「その他の要素」に含めることとされているが、その理由は報告主体（連結財務諸表上は親会社）の株主に帰属しない項目だからであるとされている。

したがって、討議資料の分類を参考にすれば、「繰延ヘッジ損益」は、ストック・オプションや新株予約権、少数株主持分よりも、「その他有価証券評価差額金」と表示区分を揃えるべきものと思われる。

「繰延ヘッジ損益」を資本の部に含めた場合の影響

現行の財務諸表では、「その他有価証券評価差額金」は資本の部（自己資本）に含めて計上されている。これと平仄を合わせる場合は、「繰延ヘッジ損益」も資本の部（自己資本）に含めて計上することになる。

そのような取扱いに変更された場合、ヘッジ会計に次のような影響を及ぼすことになる。

()「貸付金」のような時価評価されない資産を金利スワップでヘッジする場合(10 ページ参照)

- 繰延ヘッジ会計により、損益の変動は抑えられるが、資本の部（自己資本）は、ヘッジ会計を適用しなかった場合と同じように変動する。
- 「貸付金」や「借入金」のような時価評価されない資産・負債をヘッジする場合には、時価ヘッジ会計は適用できない。したがって、当該資産・負債を金利スワップ等でヘッジした場合は、ヘッジ会計を適用してもしなくても、資本の部（自己資本）は必ず変動することになる。
- 「貸付金」や「借入金」と金利スワップとが1対1で対応しており、（想定）元本金額、利払い時、満期などが一致している場合は、金利スワップの特例の適用により、ヘッジ手段の金利スワップについて時価評価が免除される。この場合は、損益の変動のみならず、自己資本の変動も抑えられる。
- しかし、銀行を始めとする金融機関のように、「貸付金」等のポートフォリオについて包括的にヘッジしている場合は、金利スワップの特例の適用は認められず、繰延ヘッジ会計を適用せざるを得ない。

()「その他有価証券」の時価の変動をデリバティブでヘッジする場合(11,12 ページ参照)

- 繰延ヘッジ会計を用いた場合も、時価ヘッジ会計を用いた場合と同様に資本の部（自己資本）の変動は抑制できるようになる。
- ただし、従来からも時価ヘッジ会計の適用により、資本の部（自己資本）の変動は抑制できたわけであり、その効果といった点では、従来と変わりはない。
- 若干異なる点を指摘すると、ヘッジ対象の時価の変動とヘッジ手段の時価の変動のミスマッチ部分の取扱いに違いがある。時価ヘッジ会計を適用した場合、ヘッジ対象の時価の変動とヘッジ手段の時価の変動がマッチせず、相殺しきれない部分は、損益に計上される。これに対して修正後の繰延ヘッジ会計を用いた場合は、当該ミスマッチ部分は損益には計上されず、資本の部（自己資本）に直接計上される。
- もっとも、ヘッジ対象の時価の変動の80～125%をヘッジ手段の時価の変動でカバーできていなければ、ヘッジ会計の適用が認められないことを考えると、それほど大きな違いは生じないのではないかと思われる。

銀行等の場合は、有価証券よりも貸付金が資産の中心である。したがって()よりも()の影響が圧倒的に大きいものと思われる。

ちなみに、米国基準と I F R S (国際会計基準)では、ヘッジを公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジとに区分している。公正価値ヘッジは時価の変動をヘッジするものであり、有価証券の時価の変動をデリバティブ等でヘッジする場合の他、固定金利の貸付・借入等を金利スワップにより変動金利に変換する場合などもこれに該当することとされている。一方、変動金利の貸付・借入等を金利スワップ等により固定金利化する場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジに該当する。

公正価値ヘッジに対しては、わが国の時価ヘッジ会計に近い会計処理を適用している。これに対し、キャッシュ・フロー・ヘッジに対しては、ヘッジ手段のデリバティブの評価損益を損益ではなく、資本の部に直接計上することとしている。わが国の繰延ヘッジ会計において、繰延ヘッジ損益を資本の部に計上した場合、このキャッシュ・フロー・ヘッジに類似した会計処理になる。

公正価値ヘッジの場合は、わが国の時価ヘッジ会計と同様に、ヘッジ対象・ヘッジ手段ともに時価評価し損益計上されるため、資本の部(自己資本)には基本的には影響を及ぼさない。しかし、キャッシュ・フロー・ヘッジの場合、ヘッジ対象は時価評価されないため、ヘッジ手段のデリバティブの時価の変動だけがそのまま資本の部(自己資本)に反映される。

E U が 2005 年から I F R S (国際財務報告基準)を導入する際に、このヘッジ会計が問題となった。I F R S の金融商品会計基準 I A S 第 39 号では、キャッシュ・フロー・ヘッジについてはある程度包括的なヘッジ会計を認めていたが、公正価値ヘッジについては包括的なヘッジを認めていなかった。そこで、公正価値ヘッジについても、包括的なヘッジを認めるよう欧州の金融機関から要望が出された。この要望に応じる形で I A S 第 39 号の見直しが行われ、「金利リスクのポートフォリオヘッジ」(公正価値ヘッジ)が認められることになった。公正価値ヘッジのニーズが高かった理由として、キャッシュ・フロー・ヘッジでは資本の部が変動するが、公正価値ヘッジによれば、資本の部の変動を抑えられるといった点も挙げられよう。

わが国でも、銀行等の金融機関に対しては一定の条件の下に包括的なヘッジ会計の適用が認められている。しかし、ヘッジ対象が貸付金等の時価評価されない金融商品である場合には、繰延ヘッジ会計しか認められていない。したがって、繰延ヘッジ損益が資本の部に計上されることとなった場合は、例えば、I F R S のように、貸付金等を金利スワップで包括的にヘッジした場合に、時価ヘッジ会計を認めることなどが、課題として、別途、挙がってくる可能性がある。

「繰延ヘッジ損益」を中間区分に含めた場合の影響

繰延ヘッジ損益を「中間区分」に入れた場合、 のような資本の部(自己資本)への影響といった問題は生じない。

しかし、類似の性格を持つ項目である「その他有価証券評価差額金」を資本の部(自己資本)に計上する一方で、「繰延ヘッジ損益」を「中間区分」に計上するのはバランスを欠く。そのため「繰延ヘッジ損益」を「中間区分」に計上することとした場合は、「その他有価証券評価差額金」(さらには「為替換算調整勘定」など)も「中間区分」に移すことになる可能性がある。

仮にそのような表示方法に改められた場合、わが国企業の貸借対照表では、「中間区分」という性格のあいまいな項目の占めるウエイトが高くなる。その結果、貸借対照表の貸方項目は、米国企業や I F R S を適用する欧州企業とはかなり異なった構造となり、わが国の企業とこれらの国の企業との比較が難しくなるであろう。

繰延ヘッジ損益を資本の部に計上した場合

貸付金 500 をデリバティブ（金利スワップ等）でヘッジした場合の影響

ケース 1 金利スワップに 100 の評価損が出た場合

金利スワップの時価変動前		(ア)ヘッジ会計不適用の場合		(イ)繰延ヘッジ会計適用	
総資産	負債	総資産	負債	総資産	負債
1,000	700	1000	800	1,000	800
(貸付金 500)		(貸付金 500)	(金利スワップ 100)	(貸付金 500)	(金利スワップ 100)
	資本		資本		資本
	300		200		200
			(金利スワップ 評価損▲100)		(繰延ヘッジ 損失 100)
当期利益 120 とする。 ●自己資本 300 ●負債 700 ●総資産 1,000 ●自己資本比率 30% ●ROE 40%		当期利益 20(= 120 - 100) ●自己資本 200(= 300 - 100) ●負債 800(= 700 + 100) ●総資産 1,000(変動無し) ●自己資本比率 30% → 20% ●ROE 10%		当期利益 120(変動無し) ●自己資本 200(= 300 - 100) ●負債 800(= 700 + 100) ●総資産 1,000(変動無し) ●自己資本比率 30% → 20% ●ROE 40% → 60%	

ケース 2 金利スワップに 100 の評価益が出た場合

金利スワップの時価変動前		(ア)ヘッジ会計不適用の場合		(イ)繰延ヘッジ会計適用	
総資産	負債	総資産	負債	総資産	負債
1,000	700	1,100	700	1,100	700
(貸付金 500)		(金利スワップ 100) (貸付金 500)		(金利スワップ 100) (貸付金 500)	
	資本		資本		資本
	300		400		400
			(金利スワップ 評価益 100)		(繰延ヘッジ 利益 100)
当期利益 120 とする。 ●自己資本 300 ●負債 700 ●総資産 1,000 ●自己資本比率 30% ●ROE 40%		当期利益 220(= 120 + 100) ●自己資本 400(= 300 + 100) ●負債 700(変動無し) ●総資産 1,100 (= 1,000 + 100) ●自己資本比率 30% → 36.3% ●ROE 55%		当期利益 120(変動無し) ●自己資本 400(= 300 + 100) ●負債 700(変動無し) ●総資産 1,100 (= 1,000 + 100) ●自己資本比率 30% → 27.3% ●ROE 40% → 30%	

1 その他有価証券 500 をデリバティブ（先渡取引・先物取引等）でヘッジした場合

ケース 1 その他有価証券に▲100 の未実現損、デリバティブに 100 の評価益が出た場合

その他有価証券の時価下落前

総資産 1,000 (その他有価証券 500)	負債 700	当期利益 120 とする。 ●自己資本(「資本」の部) 300 ●負債 700 ●総資産 1,000 ●自己資本比率 30% ●ROE 40%
	資本 300	

その他有価証券の時価下落後

(ア)ヘッジ会計不適用		(イ)繰延ヘッジ会計を適用		(ウ)時価ヘッジ会計を適用	
総資産 1,000 (デリバティブ 100) (その他有価証券 400) ^{注1}	負債 700	総資産 1,000 (デリバティブ 100) (その他有価証券 400) ^{注1}	負債 700	総資産 1,000 (デリバティブ 100) (その他有価証券 400) ^{注1}	負債 700
資本 300 (未実現損▲100) (デリバティブ 評価益 100)		資本 300 (未実現損▲100) (繰延ヘッジ 利益 100)		資本 300 (評価損益 0) ^{注2}	

(注 1) その他有価証券が 100 減少して 500 から 400 に

(注 2) デリバティブの評価益 100 と
 その他有価証券の評価損 ▲100
 を損益計算書で相殺

当期利益 220 (= 120 + 100) ¹ ●自己資本 300 (= 300 + 100 - 100) ¹ ●負債 700(変動無し) ●総資産 1,000 (= 1,000 + 100 - 100) ●自己資本比率 30% → 23.9% ●ROE 40% → 73.3%	当期利益 120 ² ●自己資本 300 (= 300 + 100 - 100) ² ●負債 700(変動無し) ●総資産 1,000 (= 1,000 + 100 - 100) ●自己資本比率 30% ●ROE 40%	当期利益 120 ³ (= 120 + 100 - 100) ●自己資本 300 ³ ●負債 700(変動無し) ●総資産 1,000 (= 1,000 + 100 - 100) ●自己資本比率 30% ●ROE 40%
--	--	--

- ヘッジ会計を適用しない場合、当期利益はデリバティブの評価益だけ増加する。一方、自己資本については、その他有価証券評価差額金の減少 100 (未実現損 ▲100、自己資本に直接計上) とデリバティブ評価益 100 (損益計算書を経由して計上) が相殺されるので、その変動は抑制される。
- 繰延ヘッジ会計を適用した場合は、デリバティブの評価益の損益計上は繰り延べられるため、損益への影響はない。デリバティブの評価益 100 は繰延ヘッジ利益として、その他有価証券評価差額金の減少分 100 (未実現損 ▲100) と共に自己資本に直接計上されるため、自己資本は変動しない。
- 時価ヘッジ会計を適用した場合は、デリバティブの評価益 100 とその他有価証券の評価損 ▲100 が損益計算書上で相殺されるため、当期利益及び自己資本への影響はない。

ケース 2 その他有価証券に 100 の未実現益、デリバティブに 100 の評価損が出た場合

その他有価証券の時価上昇前

総資産 1,000 (その他有価証券 500)	負債 700	当期利益 120 とする。 ● 自己資本(「資本」の部) 300 ● 負債 700 ● 総資産 1,000 ● 自己資本比率 30% ● ROE 40%
	資本 300	

その他有価証券の時価上昇後

(ア)ヘッジ会計不適用		(イ)繰延ヘッジ会計を適用		(ウ)時価ヘッジ会計を適用	
総資産 1,100 (その他有価証券 600) ^{注1}	負債 800 (デリバティブ 100)	総資産 1,100 (その他有価証券 600) ^{注1}	負債 800 (デリバティブ 100)	総資産 1,100 (その他有価証券 600) ^{注1}	負債 800 (デリバティブ 100)
	資本 300 (未実現益 100) (デリバティブ 評価損 ▲100)		資本 300 (未実現益 100) (繰延ヘッジ 損失 ▲100)		資本 300 (評価損益 0) ^{注2}

(注 1) その他有価証券が 100 増加して 500 から 600 に

(注 2) デリバティブの評価損▲100
とその他有価証券の評価益100を
損益計算書で相殺

当期利益 20 ¹(= 120 - 100) ● 自己資本 300 (= 300 + 100 - 100) ¹ ● 負債 800(= 700 + 100) ● 総資産 1,100 (= 1,000 + 100) ● 自己資本比率 30% → 27.3% ● ROE 40% → 6.7%	当期利益 120 ² ● 自己資本 300 (= 300 + 100 - 100) ² ● 負債 800(= 700 + 100) ● 総資産 1,100 (= 1,000 + 100) ● 自己資本比率 30% → 27.3% ● ROE 40%	当期利益 120 ³ (= 120 + 100 - 100) ● 自己資本 300 ³ ● 負債 800(= 700 + 100) ● 総資産 1,100 (= 1,000 + 100) ● 自己資本比率 30% → 27.3% ● ROE 40%
--	--	---

- ヘッジ会計を適用しない場合、当期利益はデリバティブの評価損だけ減少する。一方、自己資本については、その他有価証券評価差額の増加 100 (未実現益 100、自己資本に直接計上) とデリバティブ評価損 ▲100 (損益計算書を経由して計上) が相殺されるので、その変動は抑制される。
- 繰延ヘッジ会計を適用した場合は、デリバティブの評価損の損益計上は繰り延べられるため、損益への影響はない。しかし、デリバティブの評価損▲100は、その他有価証券評価差額の増加分 100 (未実現益 100) と共に自己資本に直接計上されるため、自己資本は変動しない。
- 時価ヘッジ会計を適用した場合は、デリバティブの評価損 ▲100 とその他有価証券の評価益 100 が損益計算書上で相殺されるため、当期利益及び自己資本への影響はない。